

第4次大阪狭山市地域福祉計画 大阪狭山市地域福祉活動計画

概要版

すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて

～みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち～



令和2年（2020年）3月

大阪狭山市

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

計画の策定にあたって

策定の背景

わが国では、少子高齢化が急速に進展し、核家族化やライフスタイルの多様化、家族機能の低下や地域のつながりの希薄化が指摘されています。このような中、一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくこと、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。

「住民が生き生きと暮らせる地域のすがた」を実現するためには、行政と住民が互いに協働して地域生活課題の把握と解決への取組みを進めるとともに、さらに継続的な地域の発展につなげるための地域福祉（以下「増進型地域福祉」という。）の推進が必要となっています。

本市を取り巻く地域福祉の状況や課題、市民や地域で活動する団体などのニーズ、国の動向などを踏まえつつ、増進型地域福祉の取組みや各施策の実施などにより、地域福祉の推進を図るため、「第4次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

関連計画との関係

- 本計画は、地域福祉がめざす目標の実現に向け、本市と市社会福祉協議会が緊密に連携・協力した活動を推進するため、2つの計画（「大阪狭山市地域福祉計画」と「大阪狭山市地域福祉活動計画」）を一体的に策定するものです。なお、本計画は、「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

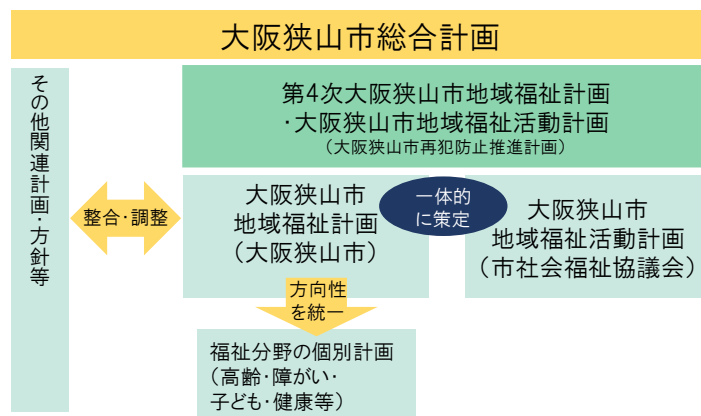
●「地域福祉計画」

地域福祉を進める上での本市全体の理念や仕組みをつくる計画です。「大阪狭山市総合計画」を上位計画として、高齢者、障がい者、子ども並びに健康増進などの個別計画に共通して取り組むべき事項を記載しており、個別計画との整合・調整を図りながら策定されています。

●「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」の理念に基づく、具体的な取組みを示す計画です。市社会福祉協議会を中心に、地域住民や民間が主体となった具体的な取組みを整理するものです。

各計画等との関係



計画の期間

本計画は、令和2年度(2020 年度)から令和6年度(2024 年度)までの5年間を計画期間とします。なお、毎年、本計画で定めた施策及び事業について検証・評価を行い、必要に応じ見直しを行います。

計画の施策体系

めざす5年後の地域のすがた

すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて ～みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち～

本市がめざす5年後の地域のすがたを実現するための基本目標を次のとおり設定し、基本目標の達成に向けて関連施策の展開を図ります。

基本目標	施策の方向
1 地域で支え合い・助け合えるまち	1. 人権教育・啓発、福祉教育の推進 2. 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり 3. 地域で多様な主体が連携・協働できる仕組みづくり
2 誰もが安心して必要な福祉サービスを利用できるまち	1. 包括的な相談支援体制の構築 2. 各種サービスの情報提供の充実 3. 福祉サービス提供・連携体制の充実 4. 福祉サービスの質の確保と向上 5. 福祉サービス利用者の保護 6. 社会福祉を目的とする多様なサービスの開発・活性化
3 誰も取り残されずすべての人が安全・安心な生活を送れるまち	1. 災害時などにおける要支援者への支援体制の確立 2. 犯罪のないまちづくりの推進 3. 快適で利用しやすい生活環境の整備

地域福祉推進圏域の考え方

より効果的に地域福祉に関する取組みを展開できるよう、本計画では以下の3つの地域福祉推進圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた取組みを推進するとともに、連携を図ります。

日常生活圏域(地区福祉委員の活動区域:9つのまとまり)
地域住民、自治会(地区会)、地区福祉委員会、民生委員・児童委員などが活動に関わる圏域。顔の見える関係の中で、住民主体の活動を行う圏域。その地域の住民がサービスの対象者であるとともに、住民自身がボランティアなどの互助・共助によりサービスの担い手として活動に関わる概ね小学校区の圏域。

福祉圏域(専門職のネットワークでつながれたエリア:3つのまとまり)
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、障がい者相談支援事業所のほか、医療、教育、介護、子育て関係団体などの専門職のネットワークでつながれた概ね中学校区の圏域。

市域(市全域)
市、市社会福祉協議会などの機関により、事業・支援・保障が行われる圏域。

基本目標別施策の展開方法と内容

基本目標1 地域で支え合い・助け合えるまち

●施策の方向1:人権教育・啓発、福祉教育の推進

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場を通して、さまざまな人権教育・啓発を推進するとともに、誰もが参加しやすい教室・講座などの開催に努めます。

①人権教育・啓発の推進、福祉に対する理解の促進

●施策の方向2:誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり

市民が地域においてさまざまな人に出会い、交流やつながりをもてる機会づくりを推進するとともに、多様な人材・資源の発掘・育成などに取り組めます。また、既存の担い手・活動団体などに対する情報提供や相談、活動の支援に努めるとともに、これらの活動が広く認知され、参加や利用が促進されるよう、広報・啓発に努めます。

- ①交流の機会づくり
- ②地域福祉人材・資源の発掘・育成と活用
- ③既存の担い手・活動団体などへの支援

●施策の方向3:地域で多様な主体が連携・協働できる仕組みづくり

地域の担い手や活動団体、専門職などの市民や行政、福祉サービス事業者などが連携・協働して、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちを増進型地域福祉によりめざします。

①地域の多様な主体間の連携・協働の促進



基本目標2 誰もが安心して必要な福祉サービスを利用できるまち

●施策の方向1:包括的な相談支援体制の構築

日常生活の中での困りごとや悩みを含め、福祉に関する全般的な相談に応じるため、相談支援包括化推進員を配置し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。また、地域の身近なところで気兼ねなく相談できる場や機会の充実に努めるとともに、相談窓口間の連携の促進を図ります。さらに、相談機関などにあげられた課題を共有し、解決に向けた分野横断的な協議の場を形成します。

- ①相談支援機関の連携体制の構築・強化
- ②地域における相談窓口の充実
- ③市役所における相談窓口の充実

●施策の方向2:各種サービスの情報提供の充実

保健・医療・福祉の各種サービスを必要とする人が、適切なサービスの情報を得られるよう、さまざまな媒体による情報提供を行います。

また、高齢者や障がい者、外国人などが保健・医療・福祉の各種制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう情報アクセシビリティの確保に取り組みます。

- ①さまざまな情報媒体を活用した情報提供の推進
- ②情報アクセシビリティの確保

●施策の方向3:福祉サービス提供・連携体制の充実

複雑で多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人に対して、適切に問題が解決できるよう高齢者や障がい者、子どもなどの各福祉分野の連携を強化します。また、各福祉分野で共通して取り組むべき課題(生活困窮者への支援、虐待防止など)には、各福祉分野が連携し対応します。

- ①各福祉分野の連携強化

●施策の方向4:福祉サービスの質の確保と向上

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう第三者評価制度の導入や自己評価の実施を奨励します。また、福祉専門職の質の向上のため、研修会の開催や情報提供を行います。

- ①福祉サービスの評価制度の促進
- ②福祉専門職の質の向上

●施策の方向5:福祉サービス利用者の保護

福祉サービスの利用者の権利が守られるように、苦情相談窓口の周知や利用促進を行います。また、判断能力が十分でない人など、誰もが安心して、その人らしい生活を送ることができ、必要な支援を受けることができるよう権利擁護のための制度や事業について周知や利用の促進を図ります。

- ①苦情相談窓口の利用促進
- ②成年後見制度の活用
- ③日常生活自立支援事業の推進

●施策の方向6:社会福祉を目的とする多様なサービスの開発・活性化

市民公益活動団体の設立・運営に対する支援を行います。また、社会福祉法人・企業などの社会貢献や、地域資源を生かしたコミュニティビジネスなどを支援します。

- ①市民公益活動団体の設立・運営に対する支援
- ②市民公益活動団体などの福祉サービスの活性化・参入促進
- ③社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

基本目標3 誰も取り残されずすべての人が安全・安心な生活を送れるまち

●施策の方向1:災害時などにおける要支援者への支援体制の確立

大規模な災害に備え、防災に対する市民の意識づくりや地域における防災力の向上に取り組めます。また、高齢者や障がい者、外国人など、災害時などに支援が必要な人の支援体制の構築・強化に取り組めます。

- ①防災意識の高揚
- ②地域における防災力の向上
- ③避難行動要支援者の支援



●施策の方向2:犯罪のないまちづくりの推進

子どもや高齢者などの犯罪被害防止の取組みとして、広報・啓発活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、警察や防犯委員会をはじめ、小学校区地域防犯ステーション運営団体など、関係団体と一体となった地域ぐるみの防犯活動を促進します。

また、防犯灯の適正な配置や街頭防犯カメラの設置など、防犯環境の向上を図ります。

さらに、再犯防止に向けた取組みを推進し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。

- ①防犯意識の高揚
- ②地域ぐるみの防犯活動の促進
- ③防犯環境の整備
- ④再犯防止に向けた取組みの推進<再犯防止推進計画>

●施策の方向3:快適で利用しやすい生活環境の整備

誰もが安全かつ快適に利用できるよう公共施設をはじめ、多くの人が利用する施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインによる施設整備を推進します。

また、高齢者や障がい者、外国人、ひきこもりの人、生活困窮者などの住宅確保要配慮者が適切な住まいを選択・利用できるよう住宅確保要配慮者・事業者双方に関連制度の周知や情報の提供を行うとともに、住宅改修などの各種助成制度についても普及啓発を図ります。

- ①公共施設や歩行空間などの環境整備の推進
- ②住環境の整備の促進

計画の推進体制及び進行管理

推進体制

- (1)全庁的な連携強化
- (2)市民、関係機関・団体、事業者などとの連携の促進
- (3)本市と市社会福祉協議会との連携強化

進行管理

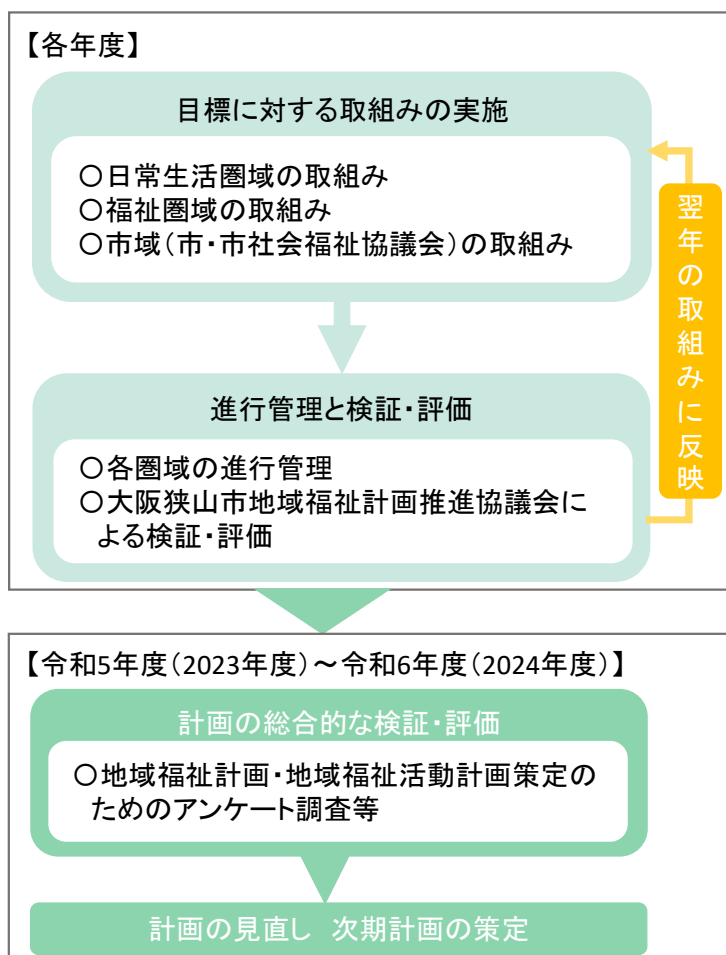
●進行管理を行う意義

計画の主たる目的は「市における地域福祉を推進すること」であることを十分認識し、計画に基づくさまざまな取組みの結果について検証・評価し、その結果に基づき具体的な改善方法などを検討していくことが計画の実効性を高める上で重要です。

いわゆる、PDCA サイクル(「Plan(計画)」、「Do(実施・実行)」、「Check(検証・評価)」、「Action(見直し)」)のプロセスに沿って進行管理に努めます。

● 進行管理の実施方法

- 目標に対する施策の取組状況について、毎年、市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「大阪狭山市地域福祉計画推進協議会」において、その進行状況を検証・評価。
- 進行管理の内容については、ホームページなどを通じ市民に公表。



第4次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画 令和2年(2020年)年3月

編集・発行

大阪狭山市健康福祉部 福祉グループ

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1
TEL: 072-366-0011 (代表) FAX: 072-366-9696

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

〒589-0021 大阪府大阪狭山市今熊一丁目 85 番地
TEL: 072-367-1761 (代表) FAX: 072-366-7407